十七

日本書紀傳 九ノ卷下

和書
一〇五二二號

内閣文庫		
番號	和	10522
冊數	156（26）	
函號	特 85	1

国立公文書館
National Archives of Japan

三代実録に貞観元年正月廿七日甲申奉授二大和國從
三位廣瀬生若宇賀乃賣命神正三位一と有り天武天皇
四年御紀より始て御世〻〻の正史に大忌風神祭と
列ね記されて（神祇令）四時祭式などを始て諸書に此二祭を
一に云るは風神と御力を合せて苗稼を浸潤し共全
稔を得しめ給ふに由る事已に大忌祭詞風神祭詞の
講義に委しく註せるが如し又四時祭式大忌祭條に是日以御縣六座山口十
四座合祭と有は御縣神は御食津神に坐せば同神な
る由は己に御縣神詞に云るが如し山口神は大山祇
神に坐て水上より水を流し下して甘水と令受て苗
稼を浸潤し給ふ神にて此大神と御力を合せ御在し
坐事大忌祭詞に
就て説たりき

内 一二六八三號

一書曰伊弉冊尊生火産靈時為子所焦而神退矣亦云神避矣其且神退之時則生水神罔象女及土神埴山姫又生天吉葛天吉葛此云阿

摩能與佐圖羅一云與曾豆羅

此ハ鎮火祭詞ニ同ト傳ヘアリ思フニ其詞ヲ取テ漢文ニ物為ラレタルナルガ其全キ事ハ他ノ傳ヘニ在ル故ニ其ニ譲リテ此ニハ其他一書トハ異ナル所ヲ採出テ別ニ一書トハ為ラレタルナル著ナリ火結ヲ火産靈ト書レ石隠ヲ神避ト云類ハ皆彼詞ノ趣ナリ又彼匏ヲ此ニ天吉葛ト云ルモ然リ唯川菜ヲ脱サレタルノミゾ彼詞ニハ異リテ別ナル所ナル○火産靈ハ彼詞ニ火

結神と有り神名式大膳職坐神三座の中に火雷神社
と見えたるを三代実録に貞観元年正月廿七日甲申
奉授従五位下大膳職齋火武主比命神従五位上と有
り此にて火雷神と申も其亦御名なる事を知べし武
火武主比命と申すハ神武天皇御記(顕)齋の條に火名為
嚴香来雷と有る嚴と齋と共に同じ意にて嚴くて齋
清め慎しむ事と聞えたり此に因て本年須備と訓べ
きなり記傳五に云く此を本能年須備と訓も辭説な
り凡て其産靈と云例皆之てふ辭無を知べく
又古書何れにも之字を添ず唯舊事記に大之産靈と
書るハ古語を知ずして俗訓の任に書る僻事なり
記傳五 五十五丁に火を本と云ハ木を許と云と同格にて

下に言を聯ぬる時火影(ホカゲ)火中(ホナカ)火瓮(ホベ)火處(ホドコロ)なと云ふ二と有
が(如く)下に産靈と云ふ重き語有る故に上の言の轉れる
なり故本能とハ云ず同じく上の言ハ轉れるなり
焰(ホノホ)火氣(ホノケ)と云時ハ火之秀火之氣の意にて下なるハ其
物に(訛なる)用と云るなれバ之の辭を狹む例なり偖此神ハ
しも殊に産靈と申せるにても其御功太く坐御事を
バ知べきなり　其埴山姫神を娶坐て生坐る御子に稚
と坐し其御子豊宇氣姫神ハしも衣食住の本と坐す
尊き大神に坐を以尋常ならぬ其御徳の大なる御事
を思ふ又
可なり
文徳天皇実録に齊衡二年十二月丙
子朔大炊寮齋火武主比命授従五位下と有も右の大

膳式なるハ同じ例なり神名式に伊豆國田方郡火牟
須比命神社と有て加理波夜須多都比波須命神社て
見えたる加理波夜須ハ苅(カリハヤス)萠にて竹(タケ)を係たる發語な
り其神ハ武火速命にて第六ノ一書の熯速日命に坐も
田有り又劔刀石床別神社と云も有り其ハ磐筒男命
磐筒女命ニ思合せらるゝなれど何れも火産靈
神の由縁なるを知べし○所焦而神退矣と有るハ第二ノ一書に所
焦而終矣と有て其訓ハ同じけれども彼ハ其崩御(カムアカリ)し
給ふ意を以て終ノ字ハ書れされども此にハ石隠れ坐
て神避り往坐る傳有て其終給ふと云事無りし故に
殊に神退又ハ神避の字を被用たる者なり然れども第五ノ一書

にも神退去矣の字を被用たるハ此に倣ひて宜しく
ハ有れども其ハなど思へバ伊弉冊尊を葬奉れる由ハ
記されたるなど定ざる事共多在り鎮火祭詞に麻奈弟子に火結神生
給氐美保止被焼氐石隠坐氐夜七夜日七日吾乎奈見
給比曾吾奈妹命止申給比支此七日尓波不足氐隠坐事奇止
見所行須時火乎生給氐御保止乎所焼坐支如是時尓
吾名妹乃命能吾乎見給布奈止申乎吾乎見阿波多志
給比津止申給氐吾名妹能命波上津國乎所知食志吾波
下津國乎所知止申氐石隠給氐云々この事を此に約め
て神退矣とも神避矣とも書させ給へる者なり此を
以て此ハ其石隠の事なる由をも亦暁る可き者なり

然れバ此ハ正しくハ神退を神佐理と訓べし第
五ノ一書ニ神退去矣とも有れバなり神避ハ神佐加理
と訓べし
亦曰と有ハ其語の同じからざるが故なり
天孫降臨章ニ避熱と有を佐久流と訓るハ
當れりを第三ノ一書ニ避ニ火タニ第五一書ニ避ニ火熱と有
ニハ佐流と訓ミ名義抄ニも佐流とハ見えて佐加流
と非るハ同言なるが故なり然れども此ハ佐流と訓
てハ亦日と書れたる所詮無き事なれバ佐加流とふ
む訓べかりけり因ニ次其詞を説て其神退ハ崩御ならざる
由を明すべし麻奈弟子の麻奈ハ両成（マナ）ニて嫡妻の子
を云なり両手を真手（マテ）と云ひ両梶を真梶（マカヂ）と云事万葉
ニ多し出雲神賀詞ニ伊射那伎乃日真名子と有ハ素
戔嗚尊ハ伊弉冊尊と共ニ相成坐り故の称なり

△空穂忠社七十ニ
母君ニ仕奉なし
限ハ外ニ追し吾
世の限ハ真名
子ぞと宣ひし
所ニ侍らハてあ
云くとも見え

万葉六三十六丁ニ父公尓吾者真名子叙妣刀自尓吾者愛（マナ）
兒（ゴ）叙七十九丁ニ人在者母之最愛子曽十三三十二丁ニ母父
尓真名子尓可有六又三十三丁ニ母父之愛子丹衣有年と
有ハ嫡妻の子を云ひ其ニ殊ニ愛しき者なる故ニ愛（マナ）
子（ゴ）なども書る者なり十四二十丁ニ麻奈登伊布児我云
し催馬楽（我門ニ美曽乃不乃安也女乃古保利乃大領乃）ニ末奈（名）年春（須）女（上）と云事も見えたり委しくハ
神賀詞講義ニ註り借弟子と云ハ大八洲國及山川草
木を生給へるニ各其神有て此を有（タモ）てる即八百萬神
なり若て朝霧の薫満たるを吹撥ハせる其氣ニ化生
る風神ハ生坐るなりけれバ別なり此ニ天下之主者を

生むとして日神月神亦云素戔嗚尊を生坐れバ此まて事の至極れりと所思しが其最後に大神ハ生坐るを此より後に成坐るハ妹妋二柱嫁継給ひて生坐るならざれバ此に結めて男子とハ云なり此時伊弉冊尊に屆て金神水神土神ハ成坐し伊弉諾尊に屆て御身滌の時に至る迄に種々の神等ハ成坐しかども皆謂ゆる化生にて御腹より生坐るならざれバ此り亦別なり美保止被焼ハ古事記に美蕃登見炙而病臥在と有る其なり此にハ何れも所焦と有て御陰ハ云ざるハ避たるなる可し石隠坐ハ下に火乎生給ひ御保止乎被焼坐支と有る如く火神と共に火を生給へるが故に甚く病て悶熱懊悩（アツカヒナヤ）て坐しに依て

△万葉二高市皇子尊の殯宮の時の歌に神佐扶跡磐隠坐と有も右に同じ

△七日七夜の例ハ山城風土記に建角身命云々七日七夜楽遊云々神功皇后御紀に皇后選吉日入斎宮親為神主云々請曰先日教天皇者誰神也願欲知其名遂七日七夜と見え霊異記栖軽卒世天皇勅留七日七夜詠彼忠信云々空穂藤原君巻に憩て七日七夜豊明して折上げ遊ぶ由など有り

其火熱（ホトホリ）を避給ハむとして石を穿て其穴に入給へるなり然るを御紀に葬於紀伊國熊野之有馬村て有ハ其石隠坐る穴なるを葬地の如く記されたるハ大なる僻事にて事実に合ハず其ハ其第六一書に就て云べし倭姫命世記に自延尾上山峯石隠坐と有ハ葬給へるを云るにて言の轉れる者なり又古事記に故其所神避之伊邪那美神者葬出雲国與伯伎国堺比婆之山也と有る此も神避ハ陽神の御許を離りて石隠り坐し事なるを葬字ハ例の僻事なり夜七夜日七日吾乎奈見給曾て有ハ大凡七日七夜許にて本に復り給ふ事も有むと所思して石隠坐しなり吾乎奈見給曾と禁止め申給へるハ御陰の焼爛れ御在し坐を其癒る迄ハ陽神に所見奉らじと慎

に春雨尓衣甚将
通哉七日四零者七
夜不来哉とみ又十
二と見え十七も知
久安良婆伊麻布
都可太末等保久安良婆奈奴可乃宇知波云こ

し給へるなり先の唱和に妍哉と共に宣給へる御詞に就ても想像奉るべきなり此七日尓波不足氐ハ其未七日にハ満ざる間になり隠生事奇上氐ハ此時迄の御産の度とにハ陽神も共に物為給へるを此度に限り然る御事の有を御心行ず所思して故の事なるなり

此七日七夜を限て宣へる其理未思得ずと雖も強て此を考ふるに万葉三に天有左佐羅能小野之七相菅て有か旅に就て云るなり四に吾恋者千引乃石乎七許頸二将繋母神之諸伏て云るハ力の極を盡す義なり九に詠浦島子歌に及七日家尓毛不来而と有ハ其訣の久しきなり同巻に吾去者七日不過龍田彦勤此花乎風尓莫落之有ハ花の咲たる日数を云なり十二に妹所云七日越来と云も七日を限て来むとにて其度過すまじきを由なるや十三に久有今七日許早有者令二日許と云るハ此ハトを以云る日数なれバ右の

なると思ふに然して
迩きを二日遠きを
七日と云事故有なる

易復卦に天行七日
見天心と云も七は数
小して本に復る謂な
り又倶舎論に七微
塵と云事有て凡万
物形象を成す者ハ
悉く七の数を具へ
て此しも粉に砕くと云
も七の数の外に出ず
と云るも然る事な
り備

例とハ別なる可し十六に吾宇奈雅流珠乃七緒と有も諸の限を盡して云なり又六に明日香川七瀬之不行に云ゝ三十三に河瀬平七瀬渡而云ゝと有ハ川にハ何瀬も有なれバを七と限れるも其極を云なり十九に為寿左大臣橘卿預作歌に吾大王波七世申祢と有ハど押亘して考るに何れも七と云に事有げなる今も醫家などに七日を一週として薬を試るも其日数を限て驗有る者と云るハ何の據とも知られねども天地の気運の其七日を限て一回り為る古傳などの有けるなるらむを其説の絶て人間に傳ハらざるハ甚ゝ可惜しき事なり或説に七の音ハ質にて其七を大衍すれバ七七四十九も成る是即大衍五十の用数なり故に人の生死共に七七を以て祝ひ七七を以て弔ふ是又天理に則る所なり人の世に處る寿夭異なれりと雖も天命終るハ猶七ゝ四十九の変化息ゝて五十と成て本へ復するが如し夫七の数ハ天行七日天心を見る者にて一圓を畫き其圓中に十を畫き方と為れバ其四匝七七四十九と成て五ハ其正中に見ハる因て其五を大衍の五十と成し是を開方すれバ七七四十九方中に并列して一を餘せり其一を寡家に

句股の差実と称す日の音を実と為も日輪充実の一
より生ずる者なり而して其一は天地万物を生ゝす
る奴徼なる故之を天心に属する象数なり凡形質有
る者七の象数を備へざるは無し近くは博徒の用る
投子は六角形にして上下前後左右有に依て中を指
す所自見はる所以に其合数各七と成り其六方に一
六五二四三の目を盛て其合数各七と成ると云ゝて云
り餘りに言痛き易説なれど数理は天地に因准て自
然の者なれば合はずとも
云難き故に姑此に引出つ吾名妹乃命能吾乎見給布
奈止申乎吾乎見阿波多志給止此津申給氐は先に吾乎
奈見給曾と契申しゝを吾を見恥しめ給ひ竟なりと
御心に恨を含て申給へるなり阿波多須は字鏡集に
淡字名義抄に淡又澆字を阿波志とも阿波多須とも
訓て字の如く其濃く思交し給へるが却しお

に薄らぐにて俗を不興に成れるなり吾名妹能命波
上津國乎所知食倍志倍は今迄二神共に生給ひし國能八
十國嶋能八十嶋にて此顕國の事なり吾波下津國乎
所知牟は謂ゆる根國底國にて此即絶妻之誓の本な
り其結は第六ノ一書に見えたり又第十ノ一書にも見ゆ
然るを第六一書に成所謂泉津平坂者不復別有處
所但臨死気絶之際是之謂歟と有れども中古の殺意
人の書入の混ひて本文の間に交れなる物ゝ又俗
の學者などゝ其に惑へる事少からざれば
清く其心を去てなむ訓味ふ可き事なる石隠給氐奥
美津枚坂に至坐氐云ゝは始を唯火熱を避給ひむの
御心にて石を穿ちて入給へりしを陽神の奇しく思
おして其甚しく病ゝ悶熱懊悩ましゝ状を見了れ奉

給へる故に御心恥かしく思ホし成て彼同宮共住而
生児ホどゝ有し御心の失て終に御面をも合せ奉り
難く思ホす故に上津國下津國と別處を建り放給ふ
として猶底深く入坐して其與美津枚坂にハ至坐し
にて始より然る下津國の有と云事も何も素より所
知看さりし御事なるを唯其成行に就て事の止べか
らず成れる者にして必如此く為て二神の世を保有タモ
たせ給ふ事の運に成れるにて然ハ云ハ幽にハ皇祖
天神の天津神量に資れる者なりかし此事委しくハ其詞の講義に
云るを今此一書を其て同し傳なる可く眼の定れる
上ハ又云ずしてハ前後の説の通逆り難き故なり

○水神罔象女及土神埴山姫又生ニ天吉葛ハ右の詞に
與美津枚坂尓至坐弖所思食久吾名妹命能所知食上
津國尓心悪子乎生置弖来奴止宣弖返坐弖更生子水神
匏川菜埴山姫四種物乎生給弖此能心悪子乃心荒比曽
波水神匏　埴山姫川菜乎持弖鎮奉禮止事教悟給文
と有る文を説ざれバ其意を得べからざる故に今文
云べし心悪子とハ火産霊神の悪しき神に坐由にハ
非ず本より火神に坐せバ御心の一速く坐るを以て
其生坐るにも御祖神の御陰を焼給ひし故に御快か
らず所思せるなり俗に心悪コヽロワロしなど云と同し事なり
此を火神の御心の悪しく坐す事

と思ニハ通えぬ説なり備上に吾乎見阿波多志給と
有り此に心悪子と云ハ快からざる事あるに就て今
思へバ八洲起元章に意所不快故名之曰淡路洲と有
る淡路洲ハ淡洲の誤なれども快からざるが故に淡
むると同じ状
の文脈なり　返生氐更生子ハ右に吾名妹命能所知
食上津國尓心悪子乎生置氐来奴止宣氐と有る如く其
美ハしく所思食す陽神の所知す御國に快からざる
子を生置しゝ事の御心懸りなる故に其を鎮むる子
を生て御心易く下津國に赴給ひむとの御事にて如
此き中にても善しく契聞えさせ給ひし御親睦の事
を忘れ給はざる御心云へバ得に中ゝなる御事なり
水神匏川菜埴山姫も四種物と有が如く其物を成し

給へるにて第四ノ一書に小便化為レ神云ゝ大便化為レ神
云ゝと有る是なり斯て其小便大便耳神とハ成れる
即水神罔象女土神埴山姫の二神なり其ハ下に云べし偖火神のハ
此及にて火結神生給氐と先にハ有て後に見行す時
十八火牟生給氐と有り此の二神ハ先水と土とを生
給へるに後に其神ハ此心悪子乃心荒比曽波ハ心快から
成坐るを思ふ可し
らざる子の心荒び為バなり下に皇御孫能朝廷尓御
心一速比給止波志為氐と有が如く此神の御心一速び
坐時ハ彼火之焼速男神とも申して容易く鎮め難き
故に其御心遣にて如此ハ宣へるなり水神匏埴山姫
川菜乎持氐鎮奉禮止事教悟給支ハ水神ハ匏を持して

乃

一名義抄ニハ水苔河苔共ニ加波奈と有り
公儀大同類聚方十五巻ニ火鎮藥神祇官之西院ニ所傳之方元者伊弉冊命乃神方也日佐故七分伽波那六分波仁九分粉仁所元水ニ三飲又氣用而與志と有て恵那美一名ヲ分神の藥たる事此ニ出たる者なりけり

水を汲て土神ハ川菜を持て火を鎮めよと其二神ニ事教へ悟し給へるなり然れバ匏と川菜ハ其物ニて神ニハ非るなり備其匏ハ此ニ謂ゆる天吉葛なる物なるが川菜の事ハ此ニハ漏たり△和名抄ニ水苔和名加波奈と見え古今集物名ニ加波奈具佐と有る是ニて川藻の種属なる者なり此ニ限らずして水中の草の熱を去ニ妙なるハ此謂ルなり神祇令季夏鎮火祭義解ニ謂在宮城四方外角ト部等鑽火而祭為防火災故曰鎮火と有て季冬ニも同祭有て一年ニ両度有る事なるが其行事作法共ニ天孫降臨の時ニ皇祖天神より傳させ給へりし者なり其ハ此詞の首ニ高天原ニ神留坐云ゝ

天下所寄奉志天都詞太詞事乎以申久と有て其尾ニ天津祝詞乃太祝詞事以兵称辞竟奉久止申と有を以此詞の天より傳ハれるを以知べき者なり備此事の天ニ然傳ハれるハ伊弉諾尊の復命し給へる事ニ云ゝの事有し由を皇祖天神ニ申上給へるを皇祖天神の保たせ給ひて皇御孫尊ニ授依し奉給へりし者なり凡て神代の事迹の傳り来る其本の起ハ伊弉諾尊の復命し給へる時ニ御身自の御上ニ在し事共を皇祖天神ニ申上給へりし事の祝詞ニも正史ニも傳ハり来る者となむ見えたる神名式ニ紀伊国名草郡静火神社名神大と有ハ右の鎮火ニ由有て聞ゆ仁明天皇御紀ニ承和十一年十一月己酉朔辛亥

奉授紀伊國從五位下静火神正五位下文徳天皇実録
に嘉祥三年十月乙丑紀伊國静火神加從四位下三代
実録に貞観元年正月廿七日甲申奉授紀伊國從四位
下静火神正四位下同十七年十月十七日丙寅紀伊國
正四位上静火神授從三位と有て重き御會釋なるも然
る由緒無しじやハ又當郡に香都知神社有り本國神
名帳に從四位上香都知神と見え
たるを或書に在忌部鳴雷村田中と云り鳴雷村の地
に鎮坐す事又大に由有り又鳴雷神社名神大月次相
嘗新嘗て有も皆其
縁なるを思ふ可し〇天吉葛ハ訓注の如くハ阿摩能
與佐圖羅とも阿摩能與曾豆羅とも云りしなり口訣
に彼詞を引て天吉葛者匏也と云るハ信に然る可し

合ふ可し万葉七廿八ニ青角髪依網原と読けたるを冠辞考に此一書を引て此天吉葛ハ匏の蔓にて茲上ニ葉も世ニ青けれバアヲミカヅラ青角髪と云て依網と云懸たりと有をも考ふ可し

吉葛と云ハ字の如くにて火を鎮る功に依れる名なる
り田舎にて多く厠の邊に殖て其を這度る令むれバ火
伏と成と云も神代よりの習はしなるや又平田
翁説に人の過ちて火に焦れたるにハ匏以て水を汲
て其瘡を洗へバ忽に疼を去て癒と云れさるも験有
る事備詞に水神匏埴山姫川菜手持兵と有ハ水神ハ
なり
匏を持し土神ハ川菜を持して火を鎮むる事なるが
古事記水戸神の子に天之水分神次國之水分神と有て
其次に天之久比奢母智神次國之久比奢母智神と有
る久比奢母智ハ記傳五四十一丁に汲匏持なりと云れたる
を以思ふに水神を水分神と匏なと其神に各別の事
の如く傳ハれるなれど同事の二有べくも非れバ

何れる誤なる可ニ就て今考ふるニ古事記の方疑ハし
其ハ大祓詞ニ速開都比咩ト云神と有て女神一柱なる
る事第六ノ一書速秋津日命の傳ニ云が如く又水分神
ハ田ニ引す水を分配る神なるニ其子なる事も如何
なり其ハ第六ノ一書闇龗神の下ニ云べし然れバ沫那
藝神次沫那美神次頬那藝神次頬那美神の四柱ハ第
六ノ一書ニ水門神等と有る其ます速秋津日命の支神(エダガミ)
ニて天之久比奢母智神國之久比奢母智神ハ彼水神
匏と有る其靈の称なる事灼き者なり記傳ニ和名抄
木器部ニ杓和名比佐古唐韻云斟水器也瓢和名奈利比
佐古匏也匏可為飲器者也と有り奈利比佐古と云ハ
草の蔓ニ生(ナリ)なる物なり(と云意)外宮儀式帳ニ木匏(キノヒサゴ)廿柄匏(ナリヒサゴ)廿
柄と有わ」と見えたり名義抄ニハ瓜をも王瓜をも瓠をも比佐古と訓く瓢を比佐古
乃佐布と訓く苦瓠をふ賀比佐古と云ひ瓢を奈利比
佐古と有り禮記ニも大報天而主日也云々掃地而祭
於其質也器用陶匏以象天地之性也と有く彼土ニも
匏を水器ニ用ふる事常なり淮南子ニ百人抗浮と有
る註ニ浮匏也と有り匏の水神ニ縁有る事ハ仁徳天皇御紀ニ
天皇夢有神誨之曰武藏人強頸河内人茨田連衫子二
人以祭於河伯必獲塞則覓二人而得之因以禱于河神
云々衫子取全匏兩箇臨于難塞水乃取兩箇匏投於水中
請之曰河神崇之以吾為幣是以今吾来也必欲得我者

沉是匏而不合泛則吾知真神親入水中若不得沉匏者
自知偽神何徒亡吾身於是飄風忽起引匏没水匏轉浪
上而不沉則溺ミ沉以遠流是以彩子雖不死而其堤且
成也と有ハ匏の沈ざる物を知て然云ならず水神の
匏を以て功成し給へる事を知て真神ならむにハ素
より沈め給ふ可き筈なり然れども偽神ならむにハ然ハ得物為し
と心に思定むる所有て然ハ云試ミつるなり此ハ此
所に用無き事にハ有れども古に右の鎮火祭詞の趣
を知居たるゆゑ斯在りと見ゆる故に今此に引り 但其
文意の如きハ其御記の傳に云べきを此ハ水
神の匏を持すと云義を明らかむとて云なり

第四

一書曰伊弉冊尊且生火神
軻遇突智之時悶熱懊惱因
為吐此化為神名曰金山彦
次小便化為神名曰罔象女
次大便化為神名曰埴山姫

○此ニ且生火神と有ハ叶ハず第三ノ一書ニ為軻遇突智所焦第三ノ一書ニ為子所焦而神退矣と見え古事記ニ因生此子美蕃登見炙とも有レバ其宜しく又其記ニ

此傳の全くハ古事記ニ次生火之夜藝速男神云と因
生此子美蕃登見炙而病臥在多具理尓生神名金山毘
古神次金山毘賣神次於屎成神名波迩夜須毘古神次
波迩夜須毘賣神次於尿成神名弥都波能賣神と有と
同傳なるを少し撰びて漢文様ニ為しれたりと見ゆ又
少し勝劣有り金神の男女二神なるハ宜しきを此ニ
ハ金山彦と耳有り又御紀ニハ埴山姫ハ一神ニて軻
遇突智神ニ嫁給へるハ正しき傳なるを彼記ニハ比
古神比賣神二柱と為るハ誤なる事上第二一書ニ云る如
く有るが其僻傳ニ引れて火神の土神ニ娶て和久産

巣日神を其續きニ並べて其御兄弟の如く記せるハ
彼記第一の誤なるを此ニハ正されたりと見ゆ又鎮火祭
詞又此の第三第四の一書共ニハ水神の次ニ土神ニ
て其正説と所思しきを第二ノ一書又古事記ニハ土神
を先ニ水神を後ニ列
ねたるハ此も誤なり○且生火神軻遇突智之時てハ
火神を生坐むと為給ふ前の事なり古事記ニハ因生
此子と有て後の事と為たれども（り從）鎮火祭詞ニ火結神
生給て美保止被燒て石隠坐て有て火神を生坐ニ
り以前ニ悶熱懊惱し坐へくも非ず火神を生給へる
後ニこそハ其見焦坐し御身の病臥す可き事なりけ
れ然れバ此ハ古事記ニ因生此子而病臥在と有ハ彼

合○纂疏の御説よ火氣之傷也と有ゝ如く

石隠坐し時の事なり又金神ハ其磐窟の中よて生坐
る事其物の磐石よ託て成り又磐窟の中よ入て穿取
る真理よ契合る者なり然るを彼詞よ其を云ざるハ
其為吐よ因て成坐る神みて態と火を鎮むる為よ生
給へる御子よ非れハなり又金ハ火より剋して鎔化
る物よこそ有けれ火を鎮
むる計り其よ勝つ物よ非れバ火神より
以前よ生坐ると云ハ僻傳なる事著明し○悶熱ハ熱
交よて火氣の往来ひて苦しむ由なり継體天皇御紀
よ臥床涕泣悗痛不能自勝と有ハ悗ゝ悶ゆるなり安
閑天皇御紀よ恐畏求悔伏地汗流と有ハ俗よ赤面不
とこ云よ同じ通證よ引る天皇実録詔よ思保之熱比七加マカ

合景行天皇四十年御紀ニ痛身を那夜美多ニ麻布と訓ミ大同類聚方ニ美鳥知尓非路支味呈㐂奈之奈夜留須毋濃乎哪訶那麻日止伊婦奈利と見え一葉十二丁十五丁ニ吾乎会煩絶細之結十四三十丁ニ奈夜ニ麻思家比登都麻可毋與十五丁二十丁ニ也須家口毋奈久奈夜美後王十八丁二十ニ於毋保之王之多奈夜ニ麻須尓十九丁十九ニ

憂歎岐御坐と見え源氏若菜上よ悩ミ熱かひ給へバ
云ゝて有を始て中古の物語よ身を熱かひ持て悩む」
ふど見え今も身の悶え苦しむ事を持熱かふと云る
是よ同じ又物を扱ふて云言有れども其ハ當合の義
ふて別なり又瑞珠盟約章よ璽運當遷之阿
都志禮と訓る其ハ熱癡よて物よ労れて神氣の薄かる
ぐ状の言よて此と同じ語なれど其行く所異なり
阿字名義抄よ宇禮布とも心多延とも
息多延とも訓れたるをも思合す可し○懊悩ハ通證
よ萎病也と云る亘し纂疏よ懊悩者為」疾也と有り然
れハ為疾よも有べし源氏物語なども形の剛かりしめ
事を奈嘆ミ加奈流など云り名義抄よ懊をも悩をも
共よ奈夜年とも奈夜麻須とも有り通證よ類書纂要
よ懊悩痛恨也と

有と云り○為吐ハ古事記ニ多具理と有ニ依て訓べし記
傳五五十六丁ニ言意ハ髪を揚るを万葉二十六丁ニ多氣婆奴
禮多香根者長寸妹之髪九三十五丁ニ小放尓髪多久麻庭
尓糸ど詠ミ十四丁十九ニ古麻波多具等毛十九丁十一ニ
馬太伎由吉氏と有ハ手綱して牽上る意と聞ゆ此等
と同じきる縄子どを多具流て云も（捲上る意有て）同じ噦噎（サクリ）の
久理も此久理と同じ俗ニ歐氣を世具理と云ひ児の
湊（ヨダリ）をも久流と云ひ又咳（セキ）を為く事を多具流と云り和
名抄ニ歐吐倍止都久嘔吐豆太又太万比嘔吐美と有り豆太美ハ乳吐（チダミヒ）
なりしと見えたるニて明らけし綿を繰て絲を繰と云

△此事傳十九巻三百九十七丁ニ云り今世にも縄を以て数物を繋て牽くを佐久流と云る是なり

が如く咳を為て屈ずる状の撓ミ繰が如きを云ニ名義
抄ニ咽字音悦なる時ハ年世布とも年須ともも佐久理と訓て噦字ニ同じきが其佐久理の久理同じかる可
し○為吐此化為神ハ如何吐ハ事ニて物ニ非れバ生
ところ有べけれ古事記ニハ此ニ金神水神土神の等
しく生坐る中ニ金神ニハ多具理尓生神と云ひ次尓
る水神土神ハ尿と屎と（の物）ニ因て化れる神なる故ニ成
神と有て此ニ化為神と有ニハ彼ニ成神と書るべく
文法なるを思ふ可し然らざれバ吐の物ニ変化すると云ハ無き筈の事なり吐ニ因
てこる神ハ生坐べけれ故今ハ其記なるも此書分ち
れたるを知る上ハ生神ハ阿禮坐流神と訓分つ可き
者なり○金山彦ハ彼詞ニ石隠坐氏夜七夜晝七日吾乎

奈見給曾比と有る其間に生坐し神なる事彼記に因生
此子（云云）多具理迩生神名金山毘古神次金山毘賣神と有
るを考度して知べきなり神名式に河内國大縣郡金山
孫神社金山孫女神社と有れバ男女並坐る神なるを
此にハ姫神を漏せる傳なり 舊事紀にハ此傳を彼記
産靈迦具突智之時因生此子云こと取合せて有ハ如何欲生火之
因生とハ未来と過去との違なるを一に為ハ笑ふ可
し然れども金山彦神次金山
姫神と有る耳ならず空しきなる 金ハ所根（カネ）にて二神の天
瓊矛を國中之天柱と為て衝立給へりしに始て成初
たる物なるを隠（陰神の石）坐しに因て其質の形ハ現出たる者
なり上三十三丁に云るを見て知べし山ハ彌聚にて土石に

○名義抄に鐡字を
久呂賀祢と有ハ黄
金白銀などの色に
對へたる称なるが云
阿良加祢と有ハ押
並て土中にあるを生る
ハ此鐡に限る故なり
り又鑛字をも阿
良加祢と訓り

胎より藏中りたるが固凝て地下にハ國柱と成り地
外に出てハ世用と成る謂なり菅家万葉集に荒金之
土之下丹手と有る荒金ハ玉の未琢らざるを璞と云
が如く土中に在ハ生なる（アラ）の金（こそ錬金に對へて）然云饒け
たる者なり△此に金山彦と云名義を明らむ可し記傳
に金山ハ拮惱しなり惱ハ瘻病にて書紀に悶熱懊
惱為吐て有る意なり拮て云故ハ記中巻に其兄八年
之間于萎病枯と有る意にて衰し憔悴の加徽の加留
こふど皆拮なり」と云れたるハ此時の御有状に甚く
似着ハしくハ有れども土神水神などの御名の例と
も違ひ又其如くにてハ忌ハしき意にて良いしくも
思えざれバ
今説改む 神名式に美濃國不破郡仲山金山彦神社
名神と有て官帳に入れるハ右の如く彦神耳に渡り
大

云〻能因本今昔物語ニ
国人皆心を一にして
南宮と申す社の前
にして云〻又

せ給ふ如く見ゆれども伊賀國阿拜郡敢國神社大の
社傳に祭神少彦名命南宮金山比賣と有れバなり右
仲山社を永萬記に南宮社と記し美濃國式社考と云
に在宮代村中山下宏垂井驛南八町許今称南宮とル
有て南宮とも申すを伊賀にても南宮と申すを以知べ
し仁明天皇御紀に承和三年十月己巳美濃国不破郡
仲山金山彦大神奉授從五位下即預名神同十三年五
月辛丑朔戊申奉授美濃國不破郡從五位下中山金山
彦神正五位下と有り文徳天皇實録に嘉祥三年十二
月甲戌朔乙未進越前國金山彦神階加從四位下と有

ハ國名を記すと誤れるにて此神なるべき事能く前後
の次第を以辨ふ可き事なり其御世に今一度有けむ
を漏たり清和天皇実録に貞觀元年正月廿七日甲申奉授
美濃國從三位仲山金山彦神正三位同六年五月廿二
日授美濃國正三位仲山金山彦神從二位同十五年四
月五日授美濃國從二位仲山金山彦神正二位と
有り今額に正一位勲一等金山彦大神と有れバ後に
極位にハ進ませ給へる者なり又右の敢國神社を一
宮記に金山彦神と見えたり伊水温故と云書に冷泉
院安和二年八月三日授
正一位延喜帝修造の例多く木工寮省の人を下賜ふ
田縁記せり少彦名命の神體仙人の如し相殿南宮大

駿河風土記ニ小鳥渡郡敢國神社奉祭金山比咩與伊賀美濃之社同と有り此ハ男神の御名を漏せる音なり

明神金山比賣昔ハ南宮山ニ坐す今の小冨士是なり國融院貞元二年二月修造の時告有て此南宮明神を敢國明神て同所ニ遷す神體蛇形云々伊賀ニては伊賀南宮て云ひ美濃ニてハ蚉升南宮て云ふ」て云り又同式ニ美作國苫東郡中山神社大名神と有を秘釋ニ仲山と有り社記ニ鏡作命て云ハ其仲山より出たる金を以て鏡を作らしハ事なとの有しより却て金山彦神の名ハ隠れしまゞ有む一宮記ニ大已貴命と有も地主神なとニ生より混ひつるなるむ清和天皇實録ニ貞觀二年正月廿七日戊寅授美作國正五位下仲山神從四位下同六年八月十四日戊辰詔以美作國從四位下仲山大神列官社同七年七月廿六日進美作國仲山神階加從三位同十七年四月五日丁巳授美作國從三位中山神正三位と有て重く祭らせ給ふハ金を其國ニ取れる故なるべし元明天皇御紀ニ和銅六年四月丁未割備前國六郡置美作國て有れども歌ニハ猶吉備中山と詠り古今集大歌所歌ニ真金篩く吉備の中山帶ニ為る細谷川の音の亮(サヤ)けさ」て有ハ古歌と聞えたれども和銅よりハ後なるを以知べし金葉集ニも真金篩く吉備の中山」と詠る有り此ハ金神の此仲山ニ坐ニ依れる事なるを後の歌枕ニ備前國て云ハ非なり日本後紀ニ美作備前國造和氣朝臣清麻呂と有て

かれたる後にも猶備前國より兼たれバ歌詞にハ吉
備中山とハ云べき者なり宇治拾遺に美作國に中山
高野と申す神御在し生す云々中山ハ猿丸にぞむ御
在る」と字音に云るも此社の事なり清和天皇実録に貞觀十八年二月
廿三日乙未美作國進銅大十両備前國二斤九両先是
從七位上作宿祢吉備麻呂言美作国真嶋郡加夫良加
利山大庭郡比智奈井山備前國津高郡佐々山有銅故
吉備麻呂採掘進其撰銅と有こ此国より銅の出る事
ハ此時始なれども已に真金韓く吉備中山と云うる
ハ古より鐵なども多く出たりけらし今も彼国によ
り多く鐵を出せるを思ふ可し備其麻賀祢ハ鐵なる
由平田翁の云れたる実に然る可うむ名義抄に鉏
字を麻賀祢て有れども餝器之注して有れバ其ハ合
せたる金と聞ゆ又加良古賀祢とも奴利とも夜登布
とも有を思合べし○備金ハ所根にまて大地の底津石根より

國柱と衝立て其氣の天柱と天進り貫ける天瓊矛の
真鐵より真鐵を多く生るを佗金ハ其を本立にして
成れる物にて甚少きを其用を為す事も多くハ真鐵
に在て自餘の金ハ此に亞ぐ者なり故上古に打任せ
て加祢と云しハ鐵にてぞ有ける其ハ古事記に取天
金山之鐵て有る其同し事を宝鏡開始章なる一書に
採天香山之金て有にて知べし其ハ高天原にての事
なるが其國中之天柱を立給ひし皇大御國の真鐵ハ
しも萬國に比類無く多く有が其堅剛き事ハ刀劍に
鍛ふ時ハ天柱の如くして曲る事無く又刄の変鋭き

事千引石をも轉べく其鋒の貫通る事底津石根をも
突き裂く勢なるハ彼國中之天柱を中心として其國
に在る國なる故に殊に其天瓊矛の氣を稟て成れる
眞鐵なればなり外國の刀劔などハ此に反りて鈍き
者なり其ハ此天柱を去る事遙に遠
き故に自然に其氣を受る事薄きが故なり又此に准
へて自餘の金も必其性脆在る可き事云も更なり
其ハ下に云を
備右の眞鐵を本と為て其に亜て多き
見て知べし
者ハ銅なり其餘金銀錫（コガネシロカネアカガネ）など皇大御國に本より神代
より多き物なり先金ハしも本朝事始に和琴号也麻止古登
上古天津神樂令加奈止美命製之云こと有を神祇本
源に古語云御琴神金鵄命孫長白羽命也云ゝ即高幡

上金鵄居因以象故名之鵄琴也（今世号和琴是也）と云ひ亦金（神武天皇御紀に）
色鵄飛来（止皇）于弓弭其鵄光曄煜状如流雷など
有ハ色を以て黄金に譬たるにハ有れども已に其物
の無るむにハ何を以て神名に負（せ物の譬にハ云べき）
寶劔出現章第五ノ一書に素戔鳴尊曰韓郷之
嶋是有金銀云ゝて宣へるも金銀ハ彼土なるを採む
との御事にて此方の土中に在ハ未収て世に出し給
ハトとての神量にて神功皇后御紀の御託も此に同
ド聖武天皇御紀に天平二十一年二月丁巳陸奥國始
貢黄金於是奉幣以告五畿七道諸社とも見えたるを是始

なり此に因れりと所見て小田郡黄金山神社神名式に見ゆ但社説に開闢之始三輪明神以四橋築之鎮ニ黄金以造此巨嶋ニ天照大神分魂冨主姫鎮坐今所謂天女宮是也と有れハ此も神代よりの事（なるが金神なれハ）なりけり倩思ふに名義按に金を古賀祢同按又和名抄に黄金を古賀祢又伎賀祢とも有る古賀祢ハ上古に外國より召し（ざら）（て地を穿て取れる物なるに依て其土）程にハ此にハ専沙金（コガネ）を用ひさせ給へるに因りし名なる可し（と為る者）又伎賀祢の伎を黄（クワウ）の字音の如く思ふ輩も有る由なれども其ハ（物色に古と云てハ大小の小と混らはしき故に音を）轉して云るなり本草和名に黄金和名伎賀祢と有り又万葉十八丁二十丁にハ久我祢と

並に文祓祭たるなる可し孝謙天皇御紀天平勝宝元年四月甲辰陸奥国出金山神主小田郡日下部深淵授外少初位下と有ハ右の黄金山神別とハ別なるが如くなれども沢て此時など其金山神として治奉給ふ可き皆の事

も有り右の古賀祢を沙金なりと云ハ神名式に下野國那須郡健武山神社有り然るを仁明天皇御紀に承和二年二月丙子朔戊戌下野國武茂神奉授従五位下此神生採沙金之山上と見えたるに又同式に對馬嶋上縣郡那須加美と云ひ沙加美乃金子神社有ハ郡名の那須を取て那須加美と云ひ沙金（ガネ）を金子（カナコ）と倒にして云るなり清和天皇実録にハ貞観十二年三月五日授奈蘇上金子神従五位上と有て奈蘇とも云るなり倩其金子を沙金とも見る時ハ銀も亦神代に右の如く素戔嗚尊の御言に見え仲哀天皇御紀に征韓の事を諭給へる神託に眼炎金銀彩色多在其國是謂栲衾新羅國と有が如く上古にハ蕃國より召て我國に用させ給へりし者なり顕宗天皇元年御紀に金銀蕃國と有も彼より八十船の貢を召と共に召上られて専我國用にハ用（ツカ）ハせ

給へる故に金銀を貢奉る蕃國と云意を以称る名に
てなり同二年御紀に是時天下安平民無徭役歳比登
稔百姓殷富稲斛銀銭一文と有ハ其貢銀なる事本よ
りの事なり天武天皇三年御紀に三月庚戌朔丙辰對
馬國司守忍海造大國言銀始出于當國即貢上由是大
國授小錦下位凡銀有(在)倭國初出于此時故悉奉諸神祇
て有り此より後愈盛に出たりと見えて文武天皇御
紀に對馬嶋貢金建元為大寶元年と有り此程より彼
金銀蕃國と云る彼土にハ絶て此にハ地にも數計り
多く出たりけるにこそ寄しく神しき事なりけれ然れ

バ土中を掘て得る事を知ざりし故に出ざる耳なり
ず漸に彼國などの貢の絶る頃おひなりしかバ祝詞
に遠國者八十綱打掛氏引寄如事皇太御神能寄志奉
て有る如く萬國に在ゆる金銀の數を盡して皇大御
國より出る事とハ成れりし者なりけり此時の所謂
に依れりと見えて神名式に(下縣郡)銀山上神社銀山神社有
り共に金神を被祭たる可き事云ぞ更なり三代実録
に對馬嶋銀穴在下縣郡自高山底穿鑿金巌堀之四十許
丈白晝執炬而得入と有ハ是なり本草和名に銀屑一
名白銀云々和名之呂加祢出對馬國と見え醫心方に

も白銀云〻出對馬長門飛彈國と有り其より國〻に
多く出る事とハ成れども古ハ彼國にも多在し事右
に所見たるが如し仁明天皇御紀に承和七年十一月
癸酉朔庚辰對馬嶋銀山神預官社
と有ハ右の両社に亘る事なり清和天皇実録に貞観
十二年三月五日授對馬国銀山神從五位上と有も同
トゝる可し然れバ右の二社ハ同神なるを其銅ハ金
山上に祭る方を分て銀山上神とハ云るなり
賫まて金銀共に本相混淆れる物にて別に金銀の質
てて別に非れバ其を鞴分て金を取り銀を取り錫を
取て其滓の如く残留て大なる物を銅なる故に金実
とも云るを其色に依て赤金とハ云なりけり借此の萠
一ノ一書に白銅鏡なども字出たれども神代ハ更なり

△神武天皇御紀に赤銅八十梟帥と云も有れバ神世以来已に在て用ひしと見ゆれども

上代の鏡ハ凡て鐵なりし事平田翁説に依て宝鏡開
始章に云が如し彼韓郷之嶋有金銀と有れバ素より
彼土にハ既くより取れる物にして此にハ唯鐵なるも
多在けるを彼韓征の度より此も亦並て貢奉りし事
灼然し右に引る顕宗天皇御紀に銀銭の目出たれバ
銅銭も其下に在て行りる可き事云も更なり天武天
皇十二年御紀に自今以後必用銅銭莫用銀銭云〻と
有をもても其並び行ハれし事知べし然れども皇大
御國に出る事ハ右の對馬より白銀の出るより始り
て次〻多く出来つらむを專此銅耳の出たりし始ハ

元明天皇御紀に和銅元年春正月乙丑武藏國秩父郡獻和銅と有て其詔に聞看食國中乃東方武藏國尓自然作成和銅出在止奏而獻焉此物者天坐神地坐祇乃相于豆奈比奉福波倍奉事尓依而顕久出多留宝尓在羅之止奈毋神隨所念所行須是以天地之神乃顕奉瑞宝尓依而御世年號改賜換賜波久止詔命乎衆聞宣故改慶雲五年而和銅元年為而御世年號止定賜と有る是なり神名式に兒玉郡金佐奈神社名神大と有る郡は違へども其兒玉郡は古秩父郡の内なりしと見えたり此社今も金佐奈村に在て金鑽大明神と申せるが神社の後の山を金峯

山と云て和銅の出たる穴今猶存れりと云り偖此神號と右の御紀とを合せて銅を金佐奈と云て其即金實の義なるを曉る可き者なり清和天皇実録に貞觀四年六月四日辛丑武藏国正六位上金佐奈神列於官社同八月丁酉朔六日壬寅授武藏国正六位上金佐奈神従五位下と見えたり偖右の如く金銀銅錫共に出初てより以来天下に在ゆる萬國に出る限よりも多く出る事なるを神代より以降然耳此を穿取しめて心足ひに國用に被充る可き筈の事なり然るを外國に求て此を用ふる事と定め掟させ給へるは金は所根にて國土の根基と有る物なるが故に此を多く穿取る時は土中の精神

を衰耗へ令る事なるか故に金銀蕃國を定めて梳難
の貢を共に令進給へりし者なり然るに假令御馬飼
て成て和順ひ參來るとも有れ外戎の雜居る事織い
しくや所思しけむ何時と無く參来る事の少く成れ
る世頃と成し故に其萬國に在と有ゆる限を悉くに
八十綱打掛て引寄る如く引寄せ給ひけらし皇大御
國の國用には餘有て外國にはさへに下賜ふ事と成
れるは斯りける神量に依か故なりけり賀陸奥國出金歌に天地
の神安比宇豆奈比皇御祖の御靈多須氣豆遠代尓句
し星之許登平朕御世午安良波之豆安禮婆云々と万
葉十八に出たり此を以ても其金の出る事はしも皆
皇祖天神の大御心に依れる事を明らめ奉る可し

○小便化為神名曰罔象女と有て此次に大便化為神
云々の次弟宜しき事上に鎮火祭詞を引て辯たるが
如し古事記には土神の次に於尿成神名弥都波能賣
神と有り小便を為給ふ直に其水と成り其物に因て
罔象女神は成坐りとなり第六ノ一書に一云伊弉諾尊
乃向大樹放屎此即化成巨
川泉津日狹女將渡其水之間伊弉諾尊已至泉津平坂
と有は此の傳の混れて伊弉諾尊の事ては成れりし
者とぞ所見第七ノ一書に屁此云愈磨理と有り然るを
なりけら
名義抄に尿を愈婆理と訓るは麻と婆と常に通はし
云か故なり記傳五五十九丁に和名抄に尿小便也由波利
と有り由は湯麻理は尿麻理の麻理に因しくて其出

△古事記に於屎成神名云々と有り

△と聞ゆる事あり
ら猶黏と同じ
事にて糜肉と同
言なる事傳廿
九三百四十四下に云へき

るを云ふ書紀の訓注の磨字ハ婆の假字にも用ひた
れバ和名抄と照して由婆理とも訓べけれども屎麻
流と同じき事疑無れバ由麻理なり由婆理と云ハ漸
後に轉れる言なる可し書紀に小便と有を由婆理麻流と訓るハ誤なり由麻理須
と訓べし俗に遺尿を與都婆理と云ハ
ハ夜尿なり又馬小便を婆理と云ヒて有り五十音義
訣に放屁此云愈磨理と有る愈ハ温泉を由と云に同
じく磨理ハ放字に當れりと云れたるハ然る言なり
放屁ハ第六一書に出たるを第七一書に訓を注さる
ゝ時に放字ハ脱せしうらに放屁を由磨理麻流と云
訓ハ中古より出来しなれども其ハ誤なる事右に

引る記傳の説の如し然れバ此ハ愈磨理志多麻布尓
與理氏と訓て文を下に續く可き者なり○大便公此も
屎麻理志多麻布尓與理氏と訓べし宝鏡開始章に放
屎其第二ノ一書に送糞と有を古事記に屎麻理散と有
こ同じく久曽麻流と訓り然るを狹秘訓に放屎をも送糞をも祁賀志須止可読
之と有ハ御讀に憚るが故なり然るに御訓の傍訓に
ハ久曽麻流と有ハ然すがに古訓なる故に離捨き故なる可し
和名抄に糞屎也和名久曽と有り久曽ハ渣滓に
て屎に為たる其渣滓なる謂なり△神名式に石見國安
濃郡新具蘇姫命神社有ハ埴山姫命の亦名なる由古
史徴に云れたるハ然も有ぬ可き事なりけり寔に土

八國土の始より成れる物なる事ハ今云る限ニ非れ
ども埴の成初れるハ此御尿ニ起れるが故ニ上三十四丁
ニ説るが如く埴の生出る地を丹生と云を以曉る可
き者なり 万葉十六ニ屎遠麻禮とも有り又屎鮒屎葛
物語ニ樋の麻理置る屎」とも有り名義抄ニ屎をも久曽
夜て有ハ厠を云なる可し字鏡集ニ采をも屎をも糞
をも久曽とも久曽夜とも訓九
る久曽ハ屎久曽夜ハ屎屋なり○鈴屋大人説記傳五ニ
迦具土金山波迩夜須と云名皆天香山ニ由縁有り先
彼山ノ名迦具土と同じく又此神の所殺坐る身體ニ諸
の山津見神の成坐るも山ニ由有り又石屋戸段ニ取
天金山之鐵と有を書紀ニハ天香山と有れバ香山と

金山とも由有り邂逅ニ然る事とハ聞えず如何様ニ
も所以有げなる故ニ驚かし置なり」と云れたるハ實
ニ思兼深き言なるなり今其徴を挙て其説を證す可
し然るハ伊弉諾尊伊弉冊尊二神共ニ大八洲國及山
川草木を生給ひし後ニ唯朝霧耳有て薫満りしかバ
其を吹撥ハせる其御氣ニ依て先風神ハ成出坐り此
時天照皇太神を生奉り給ひけるニ光華明彩しく坐
して六合の内ニ照徹らせりけれバ其風神天御柱命
を以て天ニ送挙奉給ひて高天原を所知し令坐奉給
へりき 天日の赤丹指し出る後ニ須臾有て其光耀の
四方八面ニ弘ごる事ハ其風神の所為なる事

傳八巻以天柱擧於天上の傳に云を見て思辨ふ可し日神已く高天原に上坐て天照し坐ゝす後に火神軻遇突智命生坐り天日の光輝大地に照徹る時は其光に誘はれて地中の火出て此を迎ふる故に陽(ヒナタ)は暖るにして隂(ヒカゲ)は暑からざる事此に因れり若て風神と火神と二柱は御父伊弉諾尊に屬奉らせ給ふが故に又日神に從ひ奉給へり其は風神の日神を天上に送擧給ひし事は云も更なり又其御光を導くも又氣に由る事なれば凡神の輔相奉れるなり又火神の御骸の天香山と成れるは更なり日光て地上の火と同物にて異ならざる是なり此に伊弉冊尊は火神を生坐しに依て石隠れ御在せる間に金神を生坐り此も亦金の土中に生て石隠れたれるを石を穿ちて採出る起本なり此に其火を鎮給はむとして水神土神を生坐るが此金水土の三は何れも質有て地心に牽るゝ物なる故に御母伊弉冊尊に屬奉る可き理なるを思ふ可し金神は吐に依て生坐し水神土神は御屎て御尿てに成坐て夫婦相婚ひして生坐るなるざるを以て曉る可し第七ノ一書に伊弉諾尊拔劔斬軻遇突智為三段其一段是為雷神一段是為大山祇神一段是為高龗と見えたる是ぞ天香山の始には有べき其は古事記に於御淚所成神坐香山之畝尾木本名泣澤女神と見えたる香山は天より降下れる山には有れども其天にて在し任にして降りたるなる可ければ由

有を思ふ可し又第六ノ一書ニ復劔刄垂血是為天安河
邊所在五百箇磐石也と見え第七ノ一書ニ斬軻遇突智
時其血激越染於天八十河中所在五百箇磐石などし
有て天安河の磐石と雖も此火神の斬られ給へる血
の上りて成れるを以知べし又古事記ニ所殺迦具土神之於頭所成神名正鹿山
津見神と有る正鹿ハ麻佐迦具ニて香山ニ由有るニ
や第八ノ一書ニ正勝此云麻沙柯兗一云麻左柯豆と有
ハ字ニ就て然訓れたれども又知る可からねバ抱る可からず若て其天香山の成れ
るニ金山彦金山姫二神も其ニ神留坐り其ハ記傳ニ
云れたる如く天香山を天金山とも所見たれバなり
其埴山姫神ハ軻遇突智神の后神と坐れハ共ニ所殺

坐けむも知べからず神武天皇御紀ニ取天香山之埴
土以造八十平瓮云々故号取土之處曰埴安と見えた
る此ハ後ニ降下（アリクダ）れる大和國の天香山の事ニハ有れ
ども八十平瓮を又天平瓮とも云れバ眞の天の物ニ
擬ひて造らせ給へるなり然れバ天上ニても平瓮を
被造しハ天香山の土を取り其土を取れる處を埴安
と云けむ事云も更なる者なりかし御又大神ニ斬ら
れ給へりと雖も火産靈神ハしも猶其山ニ神留坐れ
バ埴山姫神も共ニ御在す可き事云も更なり其ハ年中行事
秘抄ニ舊記曰御祖多々須玉依媛命始遊川上時有美
箭流来依身即取之挿床下忽化美男相副既知非身遂

生男子と云て吾天神御子乃上天也と云しを本朝月令に
引る秦氏本系帳に所謂丹塗矢者乙訓社坐火雷神也
と有て火神は此国土にて生給ひし神なるを天神と
云るは天香山に坐に依てなり神名式大膳職坐火雷
神社を三代実録に大膳職齋火武主比命神と有を以
て火雷命火産霊命同神にて其即輌遇突智神なる事
を明らむ
可くなむ如此く風神火神金神土神共に此土にて成坐
りと雖も皆天神なるに唯水神耳に其聞え無きは如
何なりける事ならむと猶考るに天安河は石に引る
如く火神の斬られ給へりし血の磐石と成て出来れ
る河なり又大同本記水取文に食國之水是未熟荒水
に在み利と云し時御祖命詔久云く天忍石乃長井乃水乎
取八盛氏誨給久此水持下氏皇太神之御饌に八盛又

皇孫尊御饌に八盛獻氏遺水波天忍水止術氏食國之
水於に灌和氏獻利又御伴に天降奉仕神等八十友乃
諸人に毛此水乎令飲詔氏下奉支と有る天忍石乃長井
は瑞珠盟約章に出たる天眞名井と同しき事中臣壽
詞講義に註せるが如し如此く食國の水を天に取と
云も水神も共に天上に坐が故なり然れば金神水神
土神は一も伊弉册尊に属給ふとは申せども正身は
猶天上に坐して此大地は更にも云ず天地の底方の
極に御霊を幸ひ御在し坐事を知べき者なり 備又天
源と成て天安河は流れたらむと思ふ由有り其は 香山水
大山祇神を大水上神と申す亦名有を以知べきなり

右の如く金水土の三神ハ伊弉冊尊に屬給ふが故に
素戔嗚尊に大に由縁有なり其ハ宝剱出現章第五ノ二
書に金銀を宣へる事有て已に上に引るが如し出雲
風土記に八束水臣津野命と有ハ亦御名にて弥積水(イヤツクミヅ)
大水津主(オホミヅヌシ)と申す意にて彼滄海原潮之八百重を治す
と云に同じく又古事記に須佐之男命娶大山津見神
之女神大市比賣生子大年神と見え大年神娶天知迦
流美豆比賣生子大土神亦名土之御祖神と有を以て
金水土の神功を幽賛させ給へる趣見えたり亦名を月讀尊
と申せるに万葉十三に天橋文長雲鴨高山文高雲鴨
月夜見乃持有越水伊取来而公奉而越得之年物と月

○其事委しくハ傳十九巻之九十四丁に云り見合す可し

に水を云ハ荒魂を豊玉彦神と申して海神に坐せる
に思合するに月夜見乃持有とハ月讀尊の所知看す
謂なる　なりム　其が中にも火之燒速男神とも申して火產靈
神計り奇異なる大神ハ坐ざりけり其ハ黄泉國段も
天石屋段も御天降段も共に此大神に預らざる事不
も無りけり其一二を云ハゞ鎮火祭詞に麻奈弟子に
火結神生給氐美保止被燒氐石隱坐と有て此神の生
坐る爲に伊弉冊尊ハ石隱坐しに起りて下津國に往
坐りしハ第六ノ一書に伊弉諾尊恨之曰唯以一兒替
我愛之妹者乎則云ヾ遂拔所帶十握劒斬軻遇突智云
ヾと有が如く行給へりし故に此より火產靈神ハ其

黄泉國の事とし云へバ甚く嫌ひ給ふ事と成て其防ぎを耳ず物為給へりける故伊弉諾尊の其國より逃歸らせ給へる時も千人所引磐石を以て其坂路に塞給へる其磐石ハ本其神の被斬給へる血に化れるが始めて成れる物なる故に其境を越て黄泉神の得して犯して出来ざるハ火結神の御稜威を畏るゝを以なり又彼穢き醜國の汚穢を盪滌がせ給ふ時に八十枉津日神神直日神大直日神ハ成生るを各御名に日と称申すハ火の謂にて枉津日神ハ彼國の穢火に觸る時ハ一速く荒び罰め給ひ直日神ハ又其を鎮むる神に御在せるなれど皆火産靈神に係れる所以なり天津宮事と皇大朝廷に傳給ふ御儀式に六月十二月晦日に大祓を行ハせ給へる即鎮火道饗の祭典有る事本是なり

（大祓ハ過去の罪穢を祓ふなり此に亜て鎮火祭を被行るゝ事ハしも齋火を鑽改めて穢火を避るなり道饗祭ハ未来に禍事の起り来らざる為に行ハるゝ所由なれど予已に祝詞講義に説置りき）

備伊弉諾尊黄泉國より返坐て盪滌し給ふと雖も其御身に着させ給へる物に彼國の汚穢の染たるが遺りて有ければ其に依て荒振神出来りける程こそ有けれ素戔嗚尊天上に上坐て悪しき事轉有しかバ日神天石窟に入御在し坐し故に荒振神所を得て荒び

ひ天香山の真男鹿の肩を内抜ニ抜て天香山の天波々迦を取て占へ擬ふいしつ

健びたりき此ニ火産霊神の亦名津速産霊神の曾孫
天児屋命亦名ハ八意思兼神深く遠く思慮りて彼神
を招奉らむと（天安河原ニ神集ひて）八百萬神を共ニ謀給ふ　天香山
の鐵を取て八咫鏡を造奉り又日矛を造奉らむと為
て天香山の真名鹿の皮を全剥て天羽鞴を作り天香
山の五百箇真賢木を掘ニ掘て上枝ニ玉を懸け中枝
ニ八咫鏡を懸け下枝ニ青和幣白和幣を垂て天鈿女
命天香山の天之日影を手繦として天之真拆を鬘とし天
香山の小竹葉を手草ニ結て八百萬神等共ニ祈奉ら
しけるニ終ニ日神の聞食して出させ給ふ事を成れ

るハ思兼神其禍事の起出たる本を知て謀申されし
が故なり天香山天安河の物を取て其を以て招奉る
ハ輒過突智神の御稜威を以て妖氣を払く神量なる
者なりけらし（此時の神等ハ天児屋命を始めとして輒過突智神の御身より成生る神の多き事宝鏡開始章ニ説るを以て辨ふ可なり）又天孫降臨の時ある残賊強暴横
悪之神此國ニ多在りしかバ思兼神を以て思慮く令
給ひし事記紀二典共ニ所見たるが如し　儲其章ニ高
皇産霊尊更會諸神選当遣於葦原中國者僉曰磐石裂根
裂神之子磐筒男磐筒女所生之子經津主神是将佳也
時有天石窟所住神稜威雄走神之子甕速日神甕速日

神之子熯速日神熯速日神之子武甕槌神此神進曰豈
唯経津主神獨爲丈夫而吾非丈夫者哉其辞氣慷慨故
以即配経津主神令平葦原中國云て於是二神誅諸不
順鬼神等果以復命と有て皇祖天神の神量も思兼神
の思慮る所も八百萬神の選ぶ所も皆火神の御身よ
り成坐る経津主神武甕槌神なりしかバ業なすが如
く残賊強暴横悪之神を悉く言向和し坐て果して復
命し給ふ事と成れるも火神ハ黄泉國を甚く悪ミ坐
が故ま黄泉神ハ又火神を可畏ミ怖るゝが故なり此時
の事天香山とハ無れども古事記ニ高御産巣日神天
照太御神之命以於天安河之河原神集八百萬神集而

云ゝと有て其神議の所天安河之河原なり又返矢の
所ニ尓其矢自雉胸通而逆射上逮坐天安河之河原天
照大御神高木神之御所と見え又右ニ引る武甕槌神
の事を尓思金神及諸神白云坐天安河河上之天石屋
名伊都之尾羽張神と有り天安河の河上と云へバ天
香山ニ思合せしるめり此を以て火神の御稜威の較
略ハ暁る可くなむ　又伊豫風土記ニ伊豫郡自郡家以東北在天
山所名天山由者倭有天加具山自天天降時二分而以
片端者天降於倭國以片端者天降於此土因謂天山也
と有り神名式ニ越智郡大山積神社名神大と有ハ由有
まや又万葉抄ニ阿波國風土記の如くハ空より降下(フリクダ)
りたる山の大なるハ阿波國ニ降下りたるを天詔戸
山と云ひ其山の碎けて大和國ニ降着たるを天香山

とぞ申す」と有り神名式に波尓移麻比弥神社有も由有る事上五十三丁に云るが如し大和國なるは式に天香山坐櫛眞命神社（大月次新嘗元名太麻等乃知神）と有ハ神武天皇御記に天香山社と有れバ神代よりの舊社なり又畝尾坐健土安神社（大月次新嘗）畝尾都多本神社（鍬靫）と有も古事記に香山之畝尾と有れバ天香山の内なる事を知べし又柳生系圖に春日社記曰昔天照太神開天磐戸出現時天香久山岩戸分為兩其一者飛行於虚空其一者留在大和國號其處曰神戸岩と有り柳生ハ和名抄郷名に添上郡楊生（布世木）と有る其より出たる氏なれバ其神戸岩の所在其邊に在べし此も天香山の天降れる證とハ成ぬべき者なり（右の神戸ハ加牟倍と訓べきにや體源抄に引れたる異本古語拾遺に抄云天磐屋者大和国神部云處せと有て同處も聞ゆれバ添上郡の内に在べきなり）右の其一者飛行於虚空こ有ハ神社考又神名帳頭書に出たる戸隠山の故事に合り然れバ天香山の天降れるハ天石窟を開て日神の出給ひし時にこそ斯れバ本火神の御骸の天に上りて天香山天安河とハ成れりしを其天より降着て此にても天香山と云耳ならず埴山姫神も其山に居て天降坐る故に埴安と云地名も神代のうちに在つるを神武天皇の此に埴を取給ひしも其妖氣を鎮遏め給ふ神策に出たるにて皆右に云る如き神代

の迹を諂せ給へる者にして其初此に出たるなり故鈴屋大人の説に依て如此く考徴せる者なり但天安河の天降れる事は物に見えざれば今云難しと雖も近江國に野洲郡有り野洲郡有は由有る事には非じ猶瑞珠盟約章に就て云べし

第五

一書曰伊弉冊尊生火神時被灼而神退去矣故葬於紀伊國熊野之有馬村焉土俗祭此神之魂者花時亦以花祭又用鼓吹幡旗歌舞而祭矣

此は古事記に故其所神避之伊邪那美神者葬出雲國與伯伎國堺比婆之山也と有る異傳の如く聞えて異傳に非ず此を鎮火祭詞に合せて考ふるに詞に火結神生給ひて美保止被燒て石隱坐て有は始入給へる穴

よて其ハ此の熊野のなり次に吾波下津國に所知年上
申て石隠給て與美津枚坂に至坐て所思食久云々返
坐て更生子と有ハ古事記に故其所謂黄泉比良坂者
今謂出雲國之伊賦夜坂也と所見たるよて其熊野より
土中を泳り出させ給へるよて其御子生坐しハ顕國
みての事みて黄美津枚坂よてハ非るなり然れバ其
御子を生竟て再入坐しハ右の比婆之山なりけるを
其石隠の古傳をこ不へりしより自隠坐す事を他より葬奉る事として葬字を書れたるが故に此
る異傳其も一傳と中古より以来其正実の知られず
成にたる者なり御紀にハ始に石隠坐し熊野の傳を

立られ古事記ハ後の比婆之山なるを被取たる者な
り若て彼絶誓之誓の有し黄泉比良坂ハ彼伊賦夜坂
よて此よ再其黄泉國より出生し所なり然れども千
引石を其よ取塞給へりしかバ後度よ至て其往来ハ
此よ絶たりし者と見ゆ篹疏よ古事記舊事記謂葬出
雲國與伯耆国之堺比婆之山
不與此書同未知是非と有ハ石隠の事を葬處と思混
へ給へるが故なり此ハ実よ平田翁の大功なる者な
り阿波禮予が此説を聞えて其印可
を賜ハりま欲きハ此大人一人なり◯神退去矣ハ古
事記よ所謂神避之と有り其説上よ出五十七下◯紀伊國名
義室敷出現章第五一書よ説べし◯熊野ハ神武天皇
御紀よ熊野神色又熊野荒坂津仁德天皇御紀よ熊野

岬とも有て紀伊國牟婁郡に屬る地名なり國造本紀に熊野國造志賀高穴穗朝御世饒速日命五世孫大阿斗足尼定賜國造と有り宝劔出現章男大ノ一書に熊野之御碕と有は出雲国にて別なり其男五ノ一書に熊成峯と有は紀伊国ならむの疑有り其は其傳に云べきなり名義熊野は隱去（コモリイヌ）の義にて彼鎮火祭詞に美保止被燒氐石隱坐氐と有る石隱れの穴は此有馬村なる事右に云るが如くなれば伊弉冊尊の此時の事に起りて其隱坐し由に因れる名なり出雲風土記に意宇郡熊野神社又熊野山有は彼素戔嗚尊の根國に入坐しに因て起れる名には國は違へども神は異なれども同し義なる者なり隱を許母流とも云ひ八十坰手と云ふど皆同し語なるを以知べし然るを熊野を隱野と云義なりと地に形容て〇有馬村は現祭村なる可し（又其現は御阿礼の阿礼）其は其石云は非なり窟より現身なりける下津國へ入御在し坐しを顯國に現出返らせ給ふ詞く神代より鎮祭れりし故に其義を以て號けたりし者なり通證に那智三巻書曰有馬村有產田宮今按聞之新宮神人合乃伊弉冊尊神退之地而祭冊尊軻遇突智也其東有隱窟亦曰産立窟亦日花窟（花窟見增基熊野紀行）所葬伊弉冊尊岩窟也今按去宮三里許海濱突出大巖壁也每歲暮春以繩作花及幡旗（今按攢簇賢木葉為）花勝岳之繩旗間也圍繞於窟歌舞祭之盖往古遺俗也と見えたり所葬伊弉冊尊など云は（御紀に依て）誤れるな

紀伊国神社録ニ云書ニ産田大明神在有馬村今云池邊ニて有り

れども其外ハ用不可し又今按ハ士清が此書ニ依て
說を成せりし者ナリ其産田宮の祭神を伊弉冊尊軻
遇突智命と有ハ然も有べし神名式ニ名草郡香都知神社靜火神社名神大と
有ハ其同國ナルニ思合せても暁る可き者ナリ△又所葬ニ伊弉冊尊岩窟也と有
ハ鎮火祭詞ニ火結神生給氐美保止被燒氐石隱坐て
有る其まて崩御しを葬り奉れるニハ非ず火神を生
坐ニ依て御陰を被灼坐し其火熱を避む為ニ姑く入
坐しが伊弉諾尊の見行しくニ依て終ニ其石隱れ坐
し此岩窟より穿入て下津國ニ到坐しを此ニも葬と
書れたるなる其誤を受て書る者ナリ此を花窟と云

ハ花時亦以花祭と云意を以云るなる可し増基法師
の廬主と云物ニ神無月の十日許り熊野へ詣でける
ニ云て京より出る云て御山ニ着く程ニ木本毎ニ年
向神多在れバ云て其より三日と云日御山ニ着ぬ云
ニ花窟の許迄着ぬ見れバ即岩屋の山なる中を穿ち
て經を籠奉れるなりけり云て傍ニ王子窟と云有
り唯松の限り有る山なり云て実ニ神の山と見ゆ又
四十九院の窟の許ニ至る云て盾嵜(タテガサキ)と云所有り神の
戦ひしたる所とて盾を突たる樣の巖共有り」と有る
是ナリ其王子窟と云や軻遇突智神ニ由有る所なる

△南紀名勝志と云物に
有馬村ハ本庄本之
本村の南廿町許に在り
村の中央に有馬と云
の西邊に産田神社有
り伊弉冊尊を葬
れる處と云り或曰花
窟に葬りと云り花
窟ハ世俗大般若窟
と云り此窟ハ在舊
庄有馬村東北岩高
廿六丈有石表高一丈
三尺自巌窟西北二丁
山上有名燈籠寺毎
年正五九月僧誦経而
祭焉又云熊野本宮
府城の東三十三里那
智山の西北七里許に
在り」と有り

む其四十九院の窟と云ハ佛めかしき名なるハ伊弉
冊尊の崩御しと云より然る穢らハしき名ハ負せ
たりけむ又楯崎の事ハ神武天皇御紀傳
天磐盾の下に合せて説辯に可なり　神名式に摂津
國有馬郡有馬神社と有り郡名と云ひ社名と云ひ如
何にも由有げなる事なり摂陽群談に湯山ハ式の有
間社なり所祭三座熊野三輪鹿舌神也鹿舌神ハ有馬
郡香下村羽束山香下寺の本尊にて救世觀音の垂跡
少彦名命也と有れバ熊野より移奉れるに因て有馬
神社とハ申すなり摂津志に在中村屬邑西尾今称
山王近隣七村所祭村民平日忌織婦人産期出就水涯
分娩未嘗有産死者と有も伊弉冊尊に由有り其七村

（朱書）風土記ニハ有馬神社主田八十三束三毛田所祭大己貴命少彦名神也と有り
（朱書）と云るハ傳二十五丁ニ注るが如く式ニ謂ゆる湯泉神社大日ゑ新宮と有る是なり
（朱書）両社共ニ
（朱書）もと
（朱書）間
（朱書）し有間湯泉とハ云
（朱書）有間神社

△大和志に

の中に結場村と云が有て神主ハ其に住へり思ふに
結場ハ花鎮場にて彼花時亦以花祭と有る事を行ひ
し場なる由なる可し脩此以花祭と云ハ即鎮華祭の
始なる可き事次に云を見て知べし其ハ神祇令鎮華
祭義解に謂大神
狭井二祭也と有る大神神此社に鎮坐るに思合す可
く又狭井社を今称花鎮狭井神社と有をも考合す可
なり舊本今昔物語廿八に少輔入道寂蓮と聞えし歌
詠有り有馬社に詣でゝ社前なる物を見て此山の獅
子巌のしく見ゆる哉如何なる神の廣前ぞ此山と詠
りける甚興有てこそ聞えけれ便無き状にてぞ聞ゆ
ると有も此○葬ハ迦久理麻志伎と訓べし右に生火
社の事なり
神時被灼而神退去矣と見えたる其御行方を云るなる
り然らざれバ何方より神退去坐しとも知られざる

（朱書）べく又傳十七丁に注せる如し

国立公文書館 National Archives of Japan

故に其有馬村の岩窟より石隠れ入御在し坐りとな
り但始ハ火神を生坐るに依て被焼給へる火热を避
給ハむとして入らせ給へるを後にハ終より其よ
り潜り入らせ給ひて下津國然るを御紀にも記さも
よハ至らせ給へる者なり
葬ノ字を書れたりしハ如何と云に古にハ鎮火祭詞に
石隠坐て傳ハりたるが如く記紀の傳も迦久理麻須
など有けむを人世の生死て同じ事と心得僻めて死
體を葬ると同じ状に取成て迦久志奉流と其自他を
換て書れたるにハ有れども其に至て又打合ぬ事こ
ぞ有けれ古事記に所神避之と有ハ現身ならぬ陽神
の御許を離放り坐しなり此に神退去矣有も同じく

字の如く此を去り退き坐るにて共に崩御し事にハ
非れバ葬ノ字すてハ打合ざる事なも有て眞の古傳を
亡ひ竟ざりハ然ハ云へ神の御心ならじ釋秘訓に葬と迦久志奉
流又袁佐米奉流下皆倣之古點波布理奉流と有ハ
字に就てハ実に然も有べき事なれども其本の謂を
知ざる訓なれバ取難し又記傳にも葬を此に依て訶
久志奉流と訓て其説に石隠と云も石構の内に葬奉
るに就て云称なりと
云れされども非ず○土俗ハ釈秘訓に古點久迩毘
登為避後嵯峨院御諱可讀比登也下皆倣之て有に依
て比登と訓べし後嵯峨院天皇の大御諱を邦仁と申
奉れるより忌避べき大朝廷の大御掟なれバ夕違ひ
奉るまじき者なり漢籍を読て雖も然る御定を守る
事にて大學に與国人交止於信と

有る国人ハ久延毘登とハ訓ぬ事にて久延多美と訓
来れる事なり然るに近き頃の儒者ハ然る御定有と
も思ひ取らで私の訓を物為めり假令孔丘が書なりと
ても皇國にて読まハ皇國の御掟を以て訓し読べき
を怪しき
事なり　〇祭此神之魂ハ其石隠坐し産立窟に就て
祭る事なり然るハ此大神の入坐し始なと〔六百萬神等共に〕此土
に復らせ給ハむ事を請申されし時の神事の遺り傳
ハれるなる可し右に考云ニ如く有馬村と云も現祭〔マツリ〕〔請申せらるを後にハ疫神を鎮遏む事と〕
村にて其隠坐し岩窟より現出給ひむ事を例と成て
年ごとに行へる〔事とハ成しどもの其本の謂に依れる名の傳はれる〕なる可に就て思ふに賀茂舊記
に御祖多々須玉依媛命云々既知姙身遂生男子不知
其父乃造宇氣比酒令子持盃酒供父此子持酒振上於

天雲而云吾天神御子乃上天子時御祖神等悪慕哀思
夜夢天神御子云各将逢吾造天羽衣天羽裳炬火擎鉾
又餝走馬取奥山賢木立阿禮種々綵色又造葵楓蘰
嚴餝待之吾将来也御祖神即随夢教令彼神祭之有ハ
賀茂の御阿禮の始なるが此の土俗の為る祭の状の〔出坐む事を請しことに起りて後にハ其〕
粗似たるハ此も其石隠坐し伊弉冊尊の御霊を招奉
る為に仕奉まる習俗と成れるにとう備其文に立阿
禮と有ハ此の幡旗にて伊弉冊尊を現出坐せと立て
祭れりしに起れる名にハ非じる然ござれハ何の謂
れも無く立阿禮を宣ふ可に非ると思ふに貞観儀式

公倫武藏風土記に大麻止乃智天神社云ゝ所祭大己貴命也安閑天皇乙卯年始負官社花時以花祭之新稲之時以新稲祭之と有て大己貴命を花を以て祭ると云ハ傳十六十七丁に注るが如く謂ゆる園韓神祭の所由にて

兵庫寮式掃部寮式に阿禮幡と有ハ神代の遺制なるを
までゞ有ぬ可き然るを後にハ賀茂の御阿禮耳名高
き故に愈ゝ其他なるハ埋れたるな
る可し但此を下津國に入坐るを招奉るなり賀茂の
ハ上天に昇坐るを招奉れるにて別なるを引着たる
如く思ふらも人も有なめれど此を以て彼を知り彼
を取て此を辨ふ可き神典の読法を知ざる人の又知
る可き事ならず ○花時亦以花祭ハ常に祭奉る中にも殊更
に花時にハ亦花を以て祭と云事なり右に引る那智
三巻書に毎歳暮春以繩作花及幡旗云ゝ祭之と有れ
ども古に然る花勝(ワクリバナ)を以て祭るざりし事此に花時と
有を以知べし 此ハ鎮華祭の起にハ非るが其ハ神祇
令季春鎮華祭義解に謂大神狭井二祭也在春華飛散
之時疫神分散而行癘為其鎮遏必有此祭故曰鎮華と
有を年中行事秘抄に鎮華祭三月晦日と有と右の毎
歳暮春と有と思合せらるゝなり但此ハ大神狭井二
神の祭にて伊弉冉尊の御事にハ非れども疫神ハ道
饗祭詞講義に説る如く彼詞に根國底國より麁備疎備
来物と有て其本黄泉國の鬼魅なれバ其を鎮め遏む
る為に右の二神に就て祭れるなれバ其疫神に就て
ハ此に由無にハ非るを思ふ可し 集解に釈云大神狭井二處祭大神者祝
部請受神祇官幣帛祭之狭井者大神之麁御霊也此祭
之者奉敬之時二神共敬行疫已為止此疫祭之也と有
ハ心得ぬ説なり大神ハ大物主神狭井ハ大国魂神に
て薬師神と坐す大国主神の和魂荒魂に坐せバ其を

鎮め遏め給ふころ此神の被祭給ふ由なりけれ然る
を崇敬之時二神共敬而行疫と云ハ古人に似合しか
らざる麁説なる者なり然るハ其疫神ハしれ伊弉冊尊の已に石
隠坐し後に伊弉諾尊の追往坐て還らせ給へりし時
其國の穢に觸れる御身の物を脱棄給ひしに依て成
れる神共なるが其成出たる所謂に依て彼國に属る
者なるが故に古事記に故號其伊邪那美命謂黄泉津
大神とも有れバ右の行疫神の如きハ本より従奉る者
なり故此を以て伊弉冊尊の御霊を祭奉りて其行疫
神を鎮遏むる事を祈申せりし例を取て京にても大
神狹井等の神社に移し被行たるなり其ハ上に説る

摂津國有馬神社の事にても思合す可く又神武天皇
御紀に遂越狹野到熊野神邑と有ハ万葉三十八に若
毛零来雨可神之埼狹野乃渡尓家毛不有國と有る地
にて右の大神神社に由有り又熊野三山の内なる那
智ハ大巳貴命なる可し上野國神名帳に大奈智明神
又奈智明神と云例も有れバ思合せて其然る可き由
を暁る可き者なりかし此等の事を考合すれバ其鎮華祭ハ本より熊野に在し事
を摂津国に移し其より大和国の都より近けれバ却
て大神狹井に其祭を移して取行ハれけむも知べか
らず通證に引る久安百首に木國や有馬村に坐神に
手向る花ハ散らトとぞ思ふ夫木集に神祭る花の時

○但右の鎮花祭にウ出て紫野今宮に安礼花祭と云有て又此を鎮花祭と云ひ又其社ハ園韓神にて御在し坐すると春記に唐朝神と云ひ西李物語にハ根國神と有り其根國神と有ハ此園韓神の御馭を仰き奉る行疫神の事なり唐朝神と云ハ外蕃に渡れて疫を行ふ神の謂なり又松尾の別社にも花鎮祠有る由山城志に書し又乙訓郡上久我村にも花鎮宮有り又攝津志に花鎮神社在河邊郡安倉村と書し又右に謂ゆる有間神社も花鎮場と云に御左し坐すとか

縁なる故事共なり傳十二巻七十二丁見るべし

にや成ぬらむ有馬村に懸る白木綿又春風に梢咲行く木國や有馬村に神祭り為よと有ハ右の義解に在春華飛散之時云々と有に叶へるに心を任ねて考合すべき者なり故其鎮華祭ハ此より出たるなりけると所思ゆる故に今試に云ニ耳○用鼓吹幡旗歌舞而祭矣と有ハ神の御霊を招奉に所作に就て為る態と見ゆ上に引る賀茂舊記なる御阿禮の故事を以考ふ可し又神功皇后御紀に皇后選吉日入齋宮親為神主云々因以千繒高繒置琴頭尾而請曰云々と有も神の御命を請給ふ為に招奉りしなり 斯れバ右の鼓吹ハ唯漢文に書れ

○舒明天皇四年御紀唐国の使を江口に令迎給ふ所に鼓吹旗幟皆具整と有ハ人の送迎に用いたるなり喪葬令に親王以下に鼓大角小角幡等を各定れる員数有て令徳るも右の例なり天武天皇十二年御紀に大伴連望多薨云々發鼓吹葬之と有ハ別勅儀なるなり右と云も大凡の人の葬にハ用ひざりし事と見ゆ此等に依て此の伴非用尊ひも其擬ひを為る事と思ふハ非なり此ら神事みて葬送なとにハ非る者なれ又同

ハるにて実にハ鼓吹耳にハ非ずて琴などを用ひたれる事も有しる又ハ土俗の為る態故に然る事迄にハ至らざりしか太神宮年中行事に神の御命を請奉る為に以笏搔御琴三度と有も此に由有げなる事なり

○鼓吹ハ 天皇十年御紀に三月庚午朔甲午居天皇新宮井上而試發鼓吹之聲仍令調習と有を都豆美布延と訓り（ハ軍防の用なり此）職員令に鼓吹司正一人掌調習 謂教習鼓吹戸人也 鼓吹事と有り然るを軍防令に凡軍團各置鼓二面大角二口小角四口通用と有れバ鼓と大角小角を合せて鼓吹とハ云る者なり 類史に仁明天皇天長十年六月庚午奏雑兵司雑工部等二十人之内割二人鼓吹部三十四人之中割大小角鼓生各一人云々又鼓吹司吹部五十四人之中割大小角鼓生各一人云々と有て鼓吹を常に並べ云事なり 鼓ハ皮を以て包める由の

〇継體天皇二十四年御紀に毛野臣逢疾而死送葬云々其妻歌曰比攞哿駄喩輔曳輔枳能朋樓と云有り

名なる可し和名抄には和名を載ざるを名義抄に鼓を都豆美腰鼓を美能都豆美又久禮都豆美と有れは都豆美は上代よりの名なる可し万葉二三十四丁に斉流鼓之音者雷之聲登聞麻低と有り通證に今按鼓都曇也唐書禮樂志天竺伎有都曇鼓云々と云るは非なり字鏡集に褚を都々美又帙を都々年と有に同しく皮を張り包む由なる事決笛は上代本記に神樂之巫猿女君祖天鈿女命採天香山竹其節間離風穴通和氣笛今世号笛類也と見え本朝事始に齋部私記曰天磐笛事代主命製之奉天孫瓊々杵尊以磐名也以祝天孫也とて有れは神代よりの物なれる事云も更なり〇天武天皇十四年御紀に大角小角鼓吹幡旗云々と有は軍器のなれども其物同し万葉二三十四丁に吹響流小角乃音毋一云笛乃音波と有り和名抄に揚氏漢語抄云大角波良乃布江小角久太乃布江と見ゆ名義抄にも大角を征戦具と有り波良と云事未思得ず或説に宝螺なりと云るは如何小角は管にて竹を以て製る謂なる可し姓氏録に笛吹連火明命之後也と見えたるに和漢三才圖會に笛吹神建多乎利命之有り然るを又姓氏録湯母竹田連竹田川邊の祖に武田折命と有るを天孫本紀にも六世孫に建多乎利命笛連と見えたれは竹手折とも聞ゆめり然れは笛の竹を

○万葉二に指擧有幡之靡者冬木成春去来者野毎著而有火之風之共靡如久と火を以譬言なるも緋旛なりしなる可し

以て製れりし事知べし斯れバ大角小角の字に深く泥む可に非ずかし又名義抄に角字を波良とも久太とも訓り布江を首云とあり右の御記にハ大角を波良小角を久太に訓たりき○幡旗ハ右に引る神功皇后御記に千繒高繒と有り古事記甕栗宮段に物部之我夫子之取佩於大刀之手上丹畫著其緒者載赤幡立赤幡見者五十隱山三尾之竹矣云こと見え靈異記小子部栖軽が雷を捕れる時擎赤幡鉾乘馬と有れバ上古ハ専赤旗を用ひたりしなる可し宮内省式に供奉雜物皆駄擔上竪小緋幡以標幟と見えたり。推古天皇十一年御紀に繪于旗幟と有れバ此時よりぞ種々なる幡ハ出来にけらし右等ハ神

祭て威儀とて征戰とも用ひたる事なるが葬儀なるも亦此を用ふる事上に引る喪葬令の如し常陸風土記に黒坂命の薨給へる葬具儀に赤旗青幡交雜飄颺と有り万葉二（二十三丁）に青旗乃木旗能上乎と詠せ給ひ十三（三十一丁）に青幡之忍坂山者と有ハ何れも挽歌なるを思ふに葬具にハ専青旗を用たりしにや但此の幡旗を御記を撰給ひし時の土俗の態なれバ如何なる物とも知べからざれども右にハ古書に所見なる例を一二出す耳なり右の那智三巻書の如くハ當時已に纒旗なりしなるも有べし○歌舞而祭矣ハ日神の天磐窟に隱坐し時に諸神等の神樂を奏せりし如く伊弉冊尊の石隱坐し時に其御子神等の然為給ハ

るが傳りて土俗の神事とハ成れりし者なり通證に載たる
或説に此土俗之祭儀而非國家之例典雖然亦可謂墓
祭之始也と云るなどハ聞に堪ざる忌はしき事なり
但此より神事に歌舞を用ゐる耳ならず葬儀にも其
事を行ふハ轉れるなるが其も神世よりの事にて天
孫降臨章天稚彦が死たる其殯の所ニ八日八夜啼哭悲歌と
有を古事記に如此行定而日八日夜八夜以遊也と有
れバ歌舞などの有し状なり又天孫本紀饒速日命の薨
坐し所に處其神屍骸日七夜七以為遊楽て有など是ぞ
り又古事記日代宮段に倭建命の御葬の時の歌を故至今
其歌者歌天皇之大御葬也とも所見たり　但右の饒速日

命などの骸などを天にて殯り為し趣に云るハ共に
誤なり骸こそハ此国にて死亡れ其精神ハ天に上り
て神と成る事瑞珠
盟約章に云べし　又歌舞耳ならず此の用鼓吹幡旗
などの神事と雖も轉りてハ葬儀に用ゐる事と成れ
り右に引る天武天皇御紀に發鼓吹葬之又喪葬令に
親王諸臣の葬に大角小角幡等を被用る中古の儀を
以考ふ可し然れども中古に此を葬儀の方にも取れ
る故に却りてハ此の石隠の事をも葬送の事に取違
へられて前後の文脈に通れるなむ甚し味氣無き事
なりける今其心を忘れて此文を説誤る可らざる
者なりかし

日本書紀傳九下巻
紙員五拾枚
田川元毓

太政官文庫

消
圖書局文庫

安政二年二月九日始同廿九日成

五十丁

七月十二日校了
三輪彦輔

太政官文庫

安政二年二月九日始同廿九日成

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan